平成２７年度中心市街地活性化関連予算について

平成２７年５月
厚　生　労　働　省

（単位：百万円）
括弧内は平成２６年度予算額

都市福利施設を整備する事項

○　医療提供体制施設整備交付金
２７年度予算額　　２，５４５（２，９９４）

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。

○　社会福祉施設等施設整備費補助金
２７年度予算額　　２，５６１（３，０００）

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。

○　保育所等整備交付金
２７年度予算額　　５５，４３１（新規）

保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。

○　保育対策総合支援事業費補助金
２７年度予算額　　２８，５３５の内数（新規）

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の改

修等に必要な経費の一部に対して、国が補助金により支援する。

○　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
　　２７年度予算額　　７５８（２，６００）

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域支え合いセンターの整備など、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取り組みを支援する。

○　地域介護・福祉空間整備推進交付金　　２００（８００）

地域包括ケアシステムの構築に向け、先進的・モデル事業の実施のため、特に必要と認められる場合、整備やシステム等に要する経費に対して支援をする。

街なか居住の推進に関する事項

○　地域支援事業交付金
　　２７年度予算額　　７９，８３０（６９，７８１）

地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。

医療提供体制施設整備交付金の概要

Ⅰ 予算額

平成26年度予算額　　平成27年度予算額
2,994百万円　→　2,545百万円

Ⅱ 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

Ⅲ 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医　療　計　画

都道府県は**「医療計画に基づく事業計画」**を策定

↓

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

Ⅳ 交付対象

・補助対象施設：公的団体（☆印）、民間事業者（★印）

注1） 公立は補助対象外。
注2） 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

交付金対象事業区分（27事業）		
休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院☆	医療施設耐震整備★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院☆★	アスベスト除去等整備☆★
	地域災害拠点病院☆★	特定地域病院☆
救急ヘリポート☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備☆★
（地域）救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設（開放型病棟等）★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室★
小児初期救急センター施設☆★	肝移植施設☆★	地球温暖化対策☆★
小児集中治療室☆★	治験施設★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業　☆★	
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設☆★	

Ⅴ 調整率

- 調整率　0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

２７年度予算額　　２６億円

○　地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

（補助率：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○　障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

障害児支援の充実

○　障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。

耐震化・防災対策の推進

○　国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。

保育所等整備交付金

【平成27年度予算:554億円】

【趣旨】

- 児童福祉法第５６条の４の３に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年４月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。（1/2→2/3）

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業（51,753百万円）
  - ・保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む）の創設、増築、老朽改築等
  - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（3,678百万円）
  - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】市区町村

【補助対象】社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、日本赤十字社、学校法人（認定こども園を構成する保育所を整備する場合）

【補 助 率】　１／２（※）　※待機児童解消加速化プランに参加する場合は、２／３

待機児童解消加速化プラン

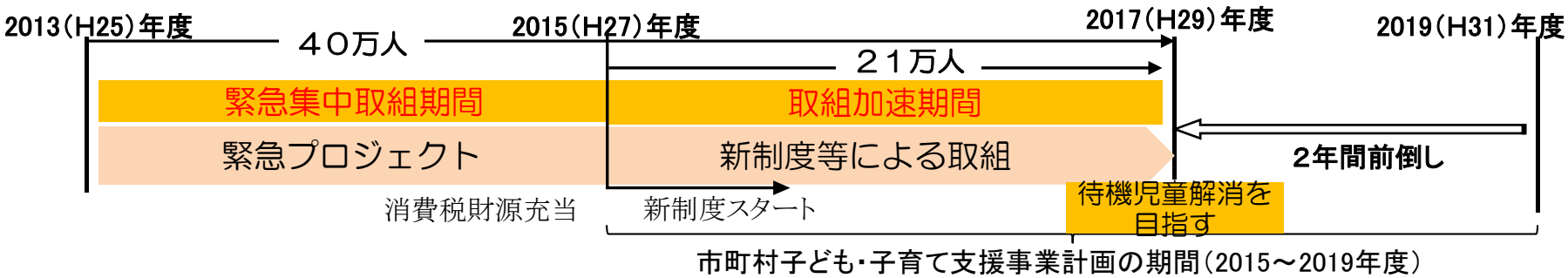

保育対策総合支援事業費補助金

【平成27年度予算:285億円】

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

Ⅰ　保育士確保対策

①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
②認可外保育施設保育士資格取得支援事業
③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
④保育所等保育士資格取得支援事業
⑤保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
⑥修学資金貸付事業
⑦職員用宿舎借り上げ支援事業
⑧保育体制強化事業
⑨保育士試験による資格取得支援事業【新規】
⑩保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】
⑪保育士試験追加実施支援事業【新規】

（参考）保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
平成２９年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
平成３０年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

☆保育士試験の年２回実施の推進
☆保育士に対する処遇改善の実施
☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
☆保育士確保施策の基本となる「４本の柱」の確実な実施
☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

４本の柱

Ⅰ　人材育成
・保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
・国家資格としての保育士の専門性の向上

Ⅱ　就業継続支援
・離職防止のための研修支援
・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

Ⅲ　再就職支援
・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
・保育士マッチング強化プロジェクト

Ⅳ　働く職場の環境改善
・処遇改善
・雇用管理改善を図るための取組の実施
・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

Ⅱ　小規模保育等の改修等

①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
②小規模保育改修費等支援事業
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
④認可化移行改修費等支援事業
⑤家庭的保育改修費等支援事業

Ⅲ　その他事業

①民有地マッチング事業
②認可化移行調査費等支援事業
③認可化移行移転費等支援事業
④広域的保育所等利用事業
⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
⑥保育環境改善事業
⑦家庭支援推進保育事業

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補 助 率】　３／４、２／３（※）、１／２、１／３、定額

※待機児童解消加速化プランに参加する場合

（参考）待機児童解消加速化プラン

□意欲のある**自治体を強力に支援**し、

□保育所等について、平成２９年度末までに **約４０万人分** の受け皿を新たに確保

□補助率の嵩上げ（1/2→2/3）により、整備目標の確実な到達を目指す

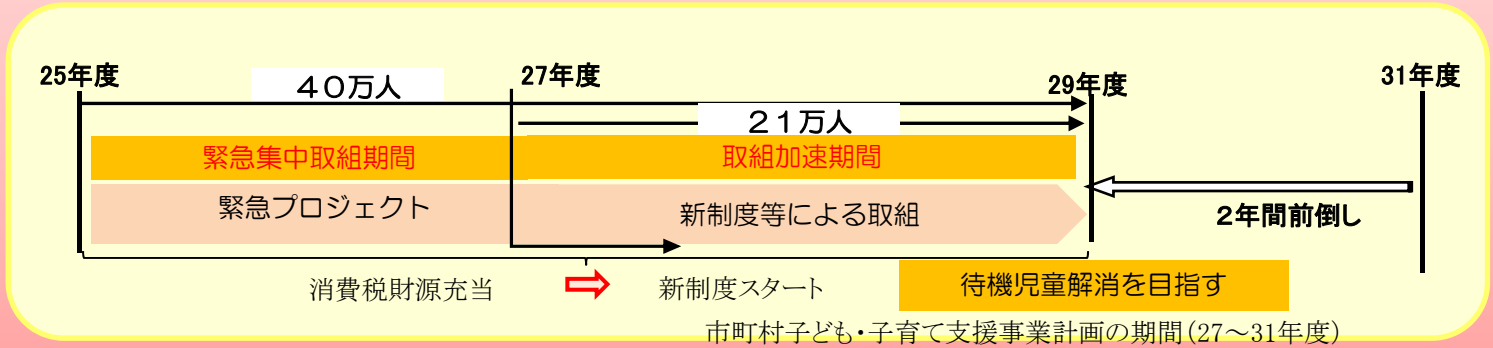

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）
地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）

平成27年度予算　7．6億円
2．0億円

1．概要

○ハード交付金

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域支え合いセンターの整備など市町村における先進的な取組に必要な施設整備に要する経費等を助成。

○ソフト交付金

ハード交付金と相まって行う先進的・モデル事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステム等に要する経費を助成。

2．事業内容

○ハード交付金　（7．6億円）

- 地域支え合いセンター整備事業
  高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の活動拠点を整備する事業
- 市町村提案事業　市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
- 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業
- 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ソフト交付金　（2．0億円）

- 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

3．助成単価

○ハード交付金

整備区分	単位	配分基礎単価
●地域支え合いセンター整備事業	施設数	（創設）30，000千円 （改修）6，500千円
●市町村提案事業	施設数	30，000千円
●既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業	㎡又は施設数	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の場合　17,500円／㎡ ・1,000㎡未満の場合　9,260円／㎡ ・消火ポンプユニット等の設置 9,260円／㎡＋2,320千円／施設 ○自動火災報知設備 1,030千円／施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備 310千円／施設
●認知症高齢者グループホーム等防災 改修等支援事業	施設数	14,700千円以内／施設　又は 7,370千円以内／施設

○ソフト交付金

整備区分	単位	配分基礎単価
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3，000千円
●「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3，000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3，000千円

4．補助の流れ

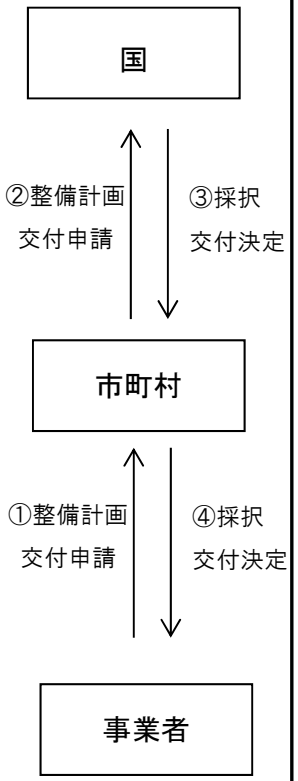

地域支援事業の概要

27年度予算　公費1,597億円、うち国費798億円

○　地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1)介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

256億円（128億円）

うち給付から事業への移行分
120億円（ 60億円）

①　介護予防・生活支援サービス事業（新）

ア　訪問型サービス
イ　通所型サービス
ウ　その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
エ　介護予防ケアマネジメント

②　一般介護予防事業（現行の介護予防事業を再編）

ア　介護予防把握事業
イ　介護予防普及啓発事業
ウ　地域介護予防活動支援事業
エ　一般介護予防事業評価事業
オ　地域リハビリテーション活動支援事業（新）

※新しい総合事業を実施するまでの間は、現行の介護予防事業等を実施

(2)包括的支援事業・任意事業

1,340億円（670億円）

うちイ、社会保障充実分
236億円（118億円）

①　包括的支援事業

ア　地域包括支援センターの運営
　ⅰ）介護予防ケアマネジメント業務
　ⅱ）総合相談支援業務
　ⅲ）権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
　ⅳ）包括的・継続的マネジメント支援業務
　　※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、
　　地域のケアマネジャーのネットワークづくり　等

イ　社会保障の充実
　ⅰ）認知症施策の推進
　ⅱ）在宅医療・介護連携の推進（新）
　ⅲ）地域ケア会議の実施（新）
　ⅳ）生活支援コーディネーターの配置

②　任意事業

・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業　等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

①　介護予防・日常生活支援総合事業
　○　事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
　○　ただし、総合事業への移行期間については、最大10%の伸びまで可能。
　　※この他、円滑な移行のため「選択可能な計算式」及び「個別協議」の仕組みを設けている

②　包括的支援事業・任意事業
　○　「26年度の介護給付費の２%」×「高齢者数の伸び率」
　○　ただし、小規模の市町村や給付費の抑制に取り組む市町村については、総合事業への移行時において次の特例の選択が可能
　　・25,000千円×当該市町村の高齢者人口を4,500で除した値
　　・930円×当該市町村の高齢者人口

○地域支援事業の財源構成（平成27年度以降）

介護予防・日常生活支援総合事業

【財源構成】

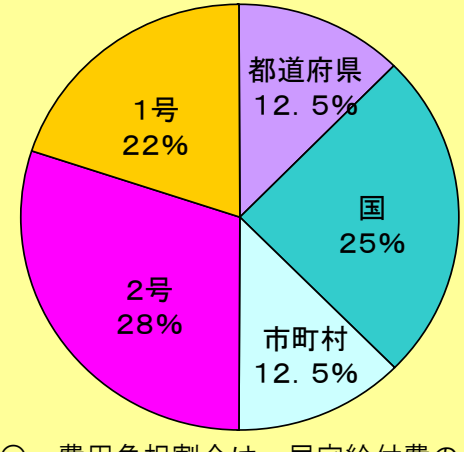

○　費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業

【財源構成】

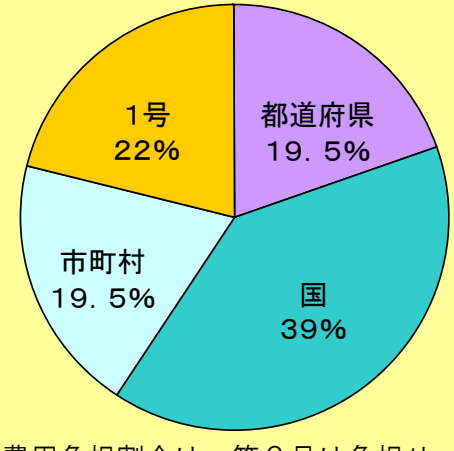

○　費用負担割合は、第２号は負担せず、その分を公費で賄う。
（国：都道府県：市町村＝２：１：１）